

# 介護保険料の 納入通知書を 8月中旬にお送りします



4月に送付した半年分(4月～9月)の介護保険料納入通知書の保険料額は、保険料算定のもととなる市民税の課税・非課税の別や合計所得金額が未確定だったため、仮に算定した金額でした。今回、算定のもととなる金額が確定しましたので、8月中旬に送付する残り半年分(10月～来年3月)の保険料額は、4月に送付した仮算定保険料額を、確定した年額保険料から引いた額となっています。

年金から天引きされるかたと口座振替のかたは2枚綴り、納付書で納めるかたは納付書も同封していますので8枚綴りになっています。

## 保険料を見直しました

介護保険料の見直しは3年ごととされ、今年度が見直しの年となっています。そのため、今年度の介護保険料は、介護保険運営の指針となる「第2期秋田市介護保険事業計画」に基づいて見直した額になっています。

第2期事業計画は、9月の広報でお知らせします。

平成15年度の介護保険料(年額)

段階	対象者	新保険料額	旧保険料額
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 高齢福祉年金受給者など	22,944円	20,718円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	34,416円	31,077円
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	45,888円	41,436円
第4段階	市民税課税者 (合計所得が200万円未満)	57,360円	51,795円
第5段階	市民税課税者 (合計所得が200万円以上)	68,832円	62,154円

平成14年度中に65歳になられたかたは、10月から年金天引きに変わる場合がありますので、納入通知書をご確認ください

納付書で納めるかたは、口座振替が便利です。金融機関や郵便局で手続きすると、翌々月から振替されます。災害などの理由で保険料の減免を希望されるかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金から天引きされるかたは月の19日まで)

市民税や所得税の申告をしていない65歳未満の家族がいる場合は、介護保険課にお知らせください。世帯状況によっては、年額保険料が下がる場合があります

問い合わせ 介護保険課tel(866)2069



## 介護保険料の 納め忘れはありませんか？

介護保険料は、65歳以上のかた一人ひとりに納めていただくことになっています。年金をもらっているかたでも、天引きでなく納付書で納める場合もあります。

納め忘れがあると、サービスを利用するとき、通常はかかった費用の1割ですむ自己負担額が3割に増額となる場合があります。納期限から2年を経過すると時効となり、保険料を納めることができなくなりますので、今一度ご確認ください。

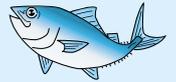
食品の安全性確保のため、消費者が果たすべき役割を示した「食品安全基本法」が5月に公布されました。

お店に並ぶまで安全に取り扱われた食品も、みなさんが正しい知識を持って、衛生的に扱わないと「安全な食品」と言えなくなってしまいます。

夏場は食中毒が発生しやすい季節。食品に関する知識を深め、食品の安全性確保に役がいましよう。



## 正しい知識で 夏場の食中毒を 防ぐ！



食中毒予防の3原則

### 1 清潔 2 迅速 3 温度管理

肉、魚、野菜を生で食べるときは、よく洗って  
買い物をしたらすぐに家に持ち帰りましょう

夏場の車内は、食中毒菌を増殖させます。車内での食品の放置はやめましょう

調理は食べる直前にしましょう

食中毒菌は、75℃で1分間以上加熱すると死滅します。中心部までよく加熱しましょう

食中毒菌は、10℃以下の冷蔵でほとんど増殖しませんが、食品によって温度管理方法が異なります。保存方法の表示を確認しましょう

## 表示のない食品は お店の人によ〜く聞いて

容器包装された食品は、原則として表示義務がありますが、店頭販売などでは、表示が省略できる場合もあります。表示がない食品は、お店の人に取り扱いの注意事項を確認して買うようにしましょう。

また、表示のある食品は賞味期限、保存方法、添加物などを確認して買うよう心がけましょう。

## 輸入食品、残留農薬など チェック体制が強化！

食品衛生法が改正され、輸入食品や野菜、果物の残留農薬などについては、お店に食品が並ぶまでの監視、検査が強化されました。



## 出前します！ 食品衛生講習会

「安全な食品の見分け方」「家庭で食中毒にかからないために」など、さまざまなテーマで出前講習を行っています。地域やグループのみなさんのところに講師が出向いて説明します。詳しくは、衛生検査課へお問い合わせください。

問い合わせ 市保健所衛生検査課tel(883)1181

# 住民基本台帳ネットワーク 第2次サービスが 8月25日(月)からスタート!



昨年8月から稼働した住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、この25日から、全国どこの行政窓口でも住民票の写しがもらえるようになります。転入転出手続きも簡単になります。



## ポイント① 住民票の写しが全国どこでも

住民登録をしている市区町村でしか交付を受けられなかった「住民票の写し」が、25日以降は、住基ネットでは住民票の情報をやり取りすることで、全国どこの窓口でも受けられるようになります。

居住地以外の場所で交付を受ける場合は、住民基本台帳カード(下記参照)や運転免許証、パスポートなどの提示が必要となります。交付されるのは、請求者本人や同一世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したものです)。

## ポイント② 本人確認の証明となる「住民基本台帳カード」発行

住基ネットによるサービスを利用する際に、運転免許証やパスポートのように、本人確認の証明となる「住民基本台帳カード」を、希望されるかたに発行します(手数料500円)。カードは、写真付きと写真なしのタイプがあり、写真付きを希望した場合は、公的証明書として利用できます。

## ポイント③ 転入転出手続きが簡単に

現在、引っ越しの際は、住民登録をしている市区町村の窓口で転出届を出し、転出証明書をもってから、引っ越し先の市区町村で転入届を出す必要があります。

これからは、上記の「住民基本台帳カード」があれば、確実な本人確認ができるため、転出届が郵送でできるようになり、市区町村の窓口に行くのは、引っ越し先で転入届を出すとき1回だけで済むようになります。



## 姉妹都市ドイツ・パッサウ市のピアニスト エルマー・スラマ氏を囲んで ～ドイツの夕べ～

とき：8月29日(金) 午後6時～  
ところ：三井アーバンホテル秋田

会費 一般4,000円 高校生以下2,000円(保護者同伴)

申し込み

スラマ氏の歓迎交流会「ドイツの夕べ」を開催します。ドイツ料理の立食パーティーで、スラマ氏の演奏もあります。また、8月25日(月)午後6時から文化会館で開く「講演&コンサート」の鑑賞者(入場無料、要整理券)も募集中です。

はがき、ファクス、Eメールのいずれかで、「ドイツの夕べ希望」または「講演&コンサート希望」と明記し、氏名、住所、電話番号を書いて、8月20日(水)(必着)まで、〒010-8560 秋田市企画調整課 tel(866)2033 ファクス(866)2278 Eメール ro-plmn@city.akita.akita.jp

## IT活用進む！ 窓口サービス



問い合わせ

市民課 ☎(866)2018



車いすのかたも利用できますよ

## 土日もOK! 自動交付機スタート!

住民票の写し 住民票記載事項証明  
印鑑登録証明書

利用時間  
平日 午前9時～午後7時  
土日・祝日 午前9時～午後5時  
年末年始は休業

市庁舎正面玄関と秋田駅市民サービスセンターに7月28日、住民票の写しなどを発行する「自動交付機」が県内初登場!

これを利用するためには、まず市民課、土崎・新屋支所の窓口で、ご自分の「あきた市民カード」(無料)を作ってください。とっても便利です!

待ち時間が少ないですね!



自動交付機を利用した 佐藤浩子さん(山王)

自動交付機を初めて利用し、印鑑登録証明書の交付を受けました。操作も簡単で待ち時間もないのでとてもいいですね。「あきた市民カード」は、窓口で勧められてすぐに作りしました。窓口サービス、これからはもっと便利になってほしいですね。